退職給与規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	1980. 02. 15
2.0	第3条支給時期の改正	2010. 03. 10
3. 0	第5条退職給与金の計算に退職年度の扱い追加 条のスペース、項の出だし等様式改正、「または」の統一	2010. 04. 01
4. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
5. 0	センター長設置に伴う別表1の変更	2010. 07. 01
6. 0	係長事務取扱の廃止に別表1の変更	2011. 04. 01
7. 0	確定給付企業年金制度導入に伴う変更	2011. 05. 01
8. 0	第2条 会社の従業員→就業規則第2条で定める社員に変更 第6条5 次の計算式→給与規程第27条3(3)に変更 第6条5 計算式を削除 第2条・第5条・第6条・第7条 従業員→社員に変更	2015. 04. 01
8. 1	第6条5 給与規程の条項変更	2020. 04. 01

目 次

		目的	
		適用範囲	
		退職給与金と退職年金の区分	
		支給時期	
		遺族支給	
		退職給与金の計算	
		功労加算	
第	8条	移行惜置	2

退 職 給 与 規 程

規程番号 0803-0000-00-規制 定日 1980年 2月15日 改正日 2020年 4月 1日

(目的)

第 1条 この規程は、就業規則第34条および労働協約第34条に基づいて従業員の退職給与金に 関する事項を定める。

(適用範囲)

- 第 2条 この規程を適用する範囲は就業規則第2条で定める社員とし、勤続1年以上の者が次の各 号の1に該当するときこれを支給する。ただし、不都合の行為によりその職を解かれた者、 または特別の理由ある者に対しては取締役会の決議を経て減額または支給を停止することが できる。
 - (1) 定年退職のとき。
 - (2) 在職中死亡したとき。
 - (3) 自己の都合により退職したとき。
 - (4) 休職期間が経過しても復職が認められないとき。
 - (5) その他従業員でなくなったとき。

(退職給与金と退職年金の区分)

- 第 3条 会社は、確定給付企業年金制度を導入し、全国共済農業協同組合連合会と従業員を被共済 者とする新退職年金共済契約を締結する。
 - 2 前項の共済契約に基づく共済掛金は、会社が負担する。
 - 3 退職給与金の一部を別に定める株式会社三重県農協情報センター企業年金規約に基づき年金または一時金として支給するときは、この規程により算出した額から、次の(1)または(2)の額を差し引いた額を支給する。
 - (1) 退職給与金の一部を確定給付企業年金制度の年金として支給する場合は、その年金を一 時払いとしたときの額
 - (2) 退職給与金の一部を確定給付企業年金制度の一時金として支給する場合は、その一時金の額
 - 4 確定給付企業年金制度に関する事項については、別に定める株式会社三重県農協情報センター企業年金規約による。

(支給時期)

第 4条 退職給与金は退職日以降30日以内に本人に支給する。ただし、就業規則第54条による 引継ぎ未済の場合においては引継ぎが終了するまで支給しない。

(遺族支給)

第 5条 社員が在職中に死亡の場合における退職給与金は、法に定める順位による遺族に支給する。 この場合、必要と認めたときは遺族であることの証明書を提出させる。

(退職給与金の計算)

- 第 6条 退職給与金は、勤続期間中に累積された退職給与ポイントを金額換算した額とする。
 - 2 前項の退職給与ポイントの計算は月単位で行い、日割り計算は行わない。また、計算基準

については別表1に定める。

- 3 第1項に定める勤続期間は、社員となった日の属する月(試雇期間経過後)より起算し 退職または死亡の月末日をもって終わり、就業規則第41条に定める休職期間については含 めない。ただし、社員となった日が月の16日以後の場合は翌月から起算する。
- 4 満57才に達した者の勤続年数の計算は、満57才に達した年度の3月31日までの期間とする。ただし、4月1日生まれの者は、前日の3月31日までとする。
- 5 定年退職年度の賞与廃止に伴い定年退職年度の4月には、給与規程第26条3(3)で求めた額を、1円1ポイントで換算して、退職給与ポイントに上乗せする。

(功労加算)

第 7条 在職中職務に精励し、会社に対し特に功労があったと認める社員が退職した場合は、取 締役会の決議を経てこの規程に定める退職給与金のほかに功労金を支給することができる。

(移行措置)

- 第 8条 平成15年6月30現在で在職中の者については、それまでの退職給与金額をポイント換算し、退職給与ポイントとして移行する。
 - 2 前項の退職給与計算は、平成15年6月30日付けをもって定年退職したとみなして行う。 ただし、勤続25年または満50歳に達していない者については、次の金額により算出される分のポイントは別枠で個人ごとに管理し、勤続25年または満50歳に達した時、および死亡退職時に退職給与ポイントに累計する。

昭和51年度以降初任給のうち

高等学校(3年制)卒 27,470円 短期大学(2年制)卒 29,650円 中組学園(3年制)卒 30,660円 大 学(4年制)卒 32,950円 大 学院(6年制)卒 35,790円

3 前1および2項に定めるポイント換算は1円を1ポイントとして計算する。